

令和5年度 加東市アフタースクール 入所案内



継続入所を希望される場合も利用申込みが必要です。

令和5年度 利用申込書の受付期間

○令和5年4月から利用開始を希望される方

令和4年10月14日(金)～10月28日(金)

※土曜日、日曜日を除く、平日の8時30分～17時15分

※火曜日のみ19時15分まで

※令和4年10月16日(日)の8時30分から12時まで、
市役所1階保険医療課前に臨時受付窓口を開設します。

○令和5年5月以降に利用開始を希望される方

**裏面の年間スケジュールを確認いただき、利用を開始される
月の申込締切日までに提出してください。(土、日、祝日を除く)**

※提出書類については7ページの「11 アフタースクール利用申込書の提出について」をご覧ください。

入所決定等について

①先着順ではありません。「家庭で保育を受けることができない事由」の内容や年齢(低学年優先)を考慮して選考を行いますが、申込者多数のため入所できない場合があります。

・世帯構成員が、市に納付すべき市税、その他市の債権に係る徴収金や保育料を滞納している場合は、入所できません。また、入所後に滞納が発生した場合は、利用許可を取り消します。

・上記の期間(申込締切日)以降も随時受け付けますが、期間内の申込者から選考します。

・通知発送時期は裏面の年間スケジュールをご確認ください。

②利用申込書は、勤務証明書等必要な書類が全て揃った状態で受け付けます。

受付・問い合わせ

加東市教育委員会こども未来部こども教育課(加東市役所4階)

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

電話 0795-43-0546 / FAX 0795-43-0559



■年間スケジュール

利用開始月	申込期限	結果通知発送時期
4月	令和4年10月14日(金)～10月28日(金) ※10月16日(日) 臨時受付	令和5年1月下旬
5月	令和5年3月10日(金)	令和5年3月下旬
6月	令和5年4月10日(月)	令和5年4月下旬
7月	令和5年5月10日(水)	令和5年5月下旬
夏休み期間	令和5年5月31日(水)	令和5年6月下旬
9月	令和5年7月10日(月)	令和5年7月下旬
10月	令和5年8月10日(木)	令和5年8月下旬
11月	令和5年9月8日(金)	令和5年9月下旬
12月	令和5年10月10日(火)	令和5年10月下旬
令和6年1月	令和5年11月10日(金)	令和5年11月下旬
令和6年2月	令和5年12月8日(金)	令和5年12月下旬
令和6年3月	令和6年1月10日(水)	令和6年1月下旬

■添付書類について

勤務証明書など保育できないことを証明する書類については、利用開始月から遡り3か月以内に発行されたものに限ります。ただし、4月入所（10月受付分）については9月16日（金）以降の発行日とします。

早期に申し込まれた場合、発行日が利用開始日から3か月を過ぎた証明書類については、再度提出していただく必要があります。

（例）5月入所：証明書（勤務証明書等）は令和5年2月以降の発行日

6月入所：証明書（勤務証明書等）は令和5年3月以降の発行日

7月入所：証明書（勤務証明書等）は令和5年4月以降の発行日

夏休み期間：証明書（勤務証明書等）は令和5年5月以降の発行日

■入所手続きについて

こども教育課に必要書類を持参していただくか、郵送（申込期限必着）でも受け付けます。ただし、郵送の場合は、こども教育課へ連絡のうえ、必ず追跡可能な方法（例：特定記録郵便、簡易書留郵便）で郵送してください。書類到達後、こども教育課より書類受理の連絡をいたします。

加東市アフタースクール施設一覧

アフタースクール名	学校区	所在地	電話・FAX 番号	設置場所
社アフタースクール やしろなかよしくらぶ (定員 160名)	社小	社 1652-1	42-8200	①社小学校併設：専用施設 ②旧社幼稚園
福田アフタースクール ふくだなかよしくらぶ (定員 20名)	福田	東古瀬 477-1	42-5568	やしろこどものいえの一室
米田アフタースクール よねだなかよしくらぶ (定員 20名)	米田	上久米 272-2	44-1688	米田こども園の一室
三草アフタースクール みくさなかよしくらぶ (定員 20名)	三草	上三草 118	42-6300	三草小学校の一室
鴨川アフタースクール かもがわなかよしくらぶ (定員 10名)	鴨川	下鴨川 260-3	45-0288	かもがわ交流セミナーハウス
滝野東アフタースクール 滝野東小学校クラブ (定員 120名)	滝野東	新町 88	48-2811	滝野東小学校併設：専用施設
滝野南アフタースクール 滝野南小学校クラブ (定員 35名)	滝野南	高岡 949-35	48-0321	滝野南小学校併設：専用施設
東条アフタースクール 東条げんきクラブ (定員 108名)	東条学園	袴鹿谷 233-1	47-0601	①東条学園小中学校（前期課程） 近接：専用施設 ②旧東条東小学校校舎

※定員は令和4年9月現在の人数です。変更する場合があります。

アフタースクールとは・・・

小学校に通う児童が、放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で保育を受けることができない場合に、家庭に代わる生活の場として児童の安全を確保し、健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的とした事業です。

1 対象児童

加東市内の小学校・義務教育学校及び特別支援学校の小学部に通う1～6年生の児童で、保護者及び同居する満18歳以上65歳未満の親族その他の者（以下「保護者等」という。）が、以下のいずれかの事由に該当し、昼間家庭において保育を受けることができない児童が対象です。

なお、保護者等が「求職活動中」、「休職中」及び「育児休業制度を利用中」の場合は対象となりません。

家庭で保育を受けることができない事由		必要な添付書類
①就労 ※内職は対象外です。 また、無収入の労働はボランティアと同義のため、就労とみなしません。	雇用主がある場合	・勤務証明書
	自営業・農業	・申立書 ※申請者本人が収入を得ていることがわかる書類を提出していただく場合があります。
②出産（産前産後各8週の期間内）		・申立書 ・母子健康手帳の出産予定日の記載されているページ及び、記名の分かる表紙等のコピー
③保護者等の 疾病・障害	疾病	・申立書
	障害	・申立書 ・身体障害者手帳等のコピー
④同居または長期入院等している親族の介護・看護		・申立書 ・身体障害者手帳、介護保険被保険者証等のコピー
⑤就学・職業訓練中		・申立書 ・在学証明書等
⑥その他（上記以外）		※入所が必要であると認められる資料

障害児の受入について

下記の要件を全て満たす児童は入所可能ですので、申込時にこども教育課にご相談ください。
なお、申込後面接をさせていただきます。

更新の申込みをされた場合も、必要に応じて面接を行います。

- ①医療行為を必要としない児童
- ②次のいずれかに該当する児童
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている児童
 - イ 療育手帳の交付を受けている児童
 - ウ 特別児童扶養手当を受けている児童

- ③施設内において集団生活ができる児童

※障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は、写し（コピー）の提出をお願いします。

2 定員

アフタースクール名	定員
やしろなかよしくらぶ	160人
ふくだなかよしくらぶ	20人
よねだなかよしくらぶ	20人
みくさなかよしくらぶ	20人
かもがわなかよしくらぶ	10人
滝野東小学校クラブ	120人
滝野南小学校クラブ	35人
東条げんきクラブ	108人

※定員は令和4年9月現在の人数です。
変更する場合があります。
※入所希望者が定員を超えた場合は、
入所できない場合があります。

3 開所時間

開所日	時間	備考
平日（月～金曜日）	授業終了時から 午後6時30分まで	入学式、始業式、終業式などの日は、式終了 後から開所します。
開所する土曜日	午前7時30分から 午後6時30分まで	自宅からの児童の送りは、必ず保護者が付 き添い支援員に引き渡してください。
長期休業（夏休み・冬休み・ 春休み）・学校代休日		

- ・お迎えは必ず午後6時30分まで（時間厳守）に保護者が行ってください。
- ・やむを得ず、お迎えが午後6時30分以降になる場合は、10分ごとに100円の延長料金をいただきます。

4 アフタースクールの休所日

- ・日曜日及び開所しない土曜日
- ・国民の祝日
- ・年末年始（12/29～1/3）
- ・警報発令による学校休校日
- ・感染症等による学校閉鎖時
- ・市長が必要と認めた日

5 各種連絡

- ・アフタースクールを欠席される場合は、アフタースクールへ電話で連絡してください。（開所時間外の場合は、留守番電話に残してください。）
- ・小学校の連絡帳に欠席される旨の記入をお願いします。お子さまともアフタースクールの出欠について、当日朝にご確認いただきますようお願いいたします。（夏休み・冬休み・春休み・学校代休日を除く）

6 利用料（令和5年度）

	利用月	月額
アフタースクール 個人負担金（利用料）	4・5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月 （7月は夏休み開始日の前日までの期間のみ）	6,000円
	8月（夏休み期間）	15,000円
延長料金	午後6時30分以降 10分ごとに100円 （利用月の翌月に、利用料と一緒に請求します。）	

利用料の納付方法	口座振替
利用料の口座振替日	毎月25日（25日が金融機関休業日の場合は翌営業日）

利用料の減免制度	生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対する減額制度があります。 （上記に定めるアフタースクール個人負担金月額料金の2分の1の額を減額します。）	
	減額申請の締切日	6月までに入所…令和5年6月末 7月以降に入所…原則入所月の前月末 夏休みから入所…夏休み開始日の前日まで

- ・月の途中で入退所された場合も月額料金をいただきます。日割り計算はしません。
（※利用日数にかかわらず、月額料金は全額いただきます。）
- ・利用料を滞納された場合は、退所していただく場合があります。

7 お弁当・おやつ

学校で給食がないとき（1年生は4月の給食が始まるまで・入学式等の式典日・学校代休日等）や長期休業中は、お弁当を持参してください。

おやつについては、各アフタースクールの保護者会で決められています。今後変更となる場合がありますので、詳しくは入所決定後にお知らせいたします。

8 傷害保険（児童クラブ共済制度）

入所児童の活動時間内及び学校・自宅との往復時等の万一の事故やけが等に対しては、児童が加入する「児童クラブ共済制度」の範囲で補償（通院日数に応じて共済金を支給）されます。

保険料については保護者負担です。

9 緊急時の対応について

(1)けが等の場合

- ・軽度のけがの場合は、応急処置をしてお迎えの時に保護者に内容を報告します。
- ・けがの状況によっては、保護者に連絡しお迎えを要請します。
- ・高熱が出た場合や病気を発症した場合は、保護者に連絡しお迎えを要請します。
- ・体調不良により、学校からお迎えの要請があった場合や、保健室で下校時刻まで休養していた場合は、アフタースクールを利用できません。

(2)アフタースクールが休所する場合の判断基準について

気象警報の発令により休校になった場合、又は加東市に気象警報が発令されている場合

ア 登校日の放課後に開所する日

(ア) 登校前に警報発令

学校時間	アフタースクール開所時間
	休所 (休校になったため)

(イ) 登校後に警報発令

当日の一番早い下校時間
＝判断時間

学校時間	アフタースクール開所時間
	休所 (警報発令中のため)
	開所

(ウ) 悪天候 (気象警報の発令なし)

開校時間	アフタースクール開所時間
(例) 雷・激しい雨 保護者へ 引き渡し	開所 ※利用することはできますが、原則安全 上保護者の方で学校からアフタース クールへ送迎してください。

(エ) アフタースクール開所後に警報発令

アフタースクール開所時間	
開所後に 警報発令	
	休所 (警報が発令された時点で休所します。) ※「かとう子育てねっと」でお迎えを要請します。

イ 午前7時30分に開所する日 (長期休業中・学校代休日)

(ア) 午前7時現在で気象警報発令 → 休所

(イ) アフタースクール開所中に気象警報発令 → 休所 ※上記アの(エ)と同様、お迎えを要請します。



『かとう子育てねっと』のご案内

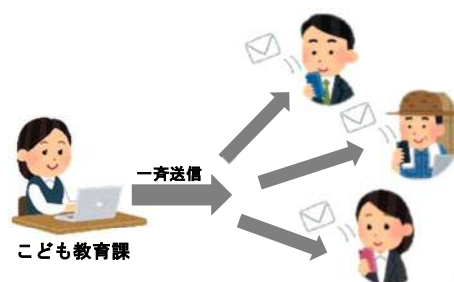


加東市の子育てに関する最新情報を掲載しています。
 お知らせメール (メール配信) の登録をお願いします。(登録無料)

PC: <http://katokosodate.net/>
 携帯: <http://katokosodate.net/m/>

QRコードを読み取り、空メールを送信することでも
 登録できます。ドメイン拒否をされている場合は、
 メールが届くようにドメインを登録してください。

ドメイン: @katokosodate.net



(3) 学級閉鎖・臨時休校等の場合

- ・臨時休校（全校）の場合は、当該アフタースクールを休所します。
- ・学年（学級）閉鎖の場合は、当該学年（学級）の児童はアフタースクールへは通所できません。

※上記(1)から(3)までの場合、利用料は返金いたしません。

※上記(2)、(3)以外にも、学校の判断により休校及び途中下校となった場合は、閉所になります。

10 その他

- ・体調不良の場合、アフタースクールは休んでください。
- ・インフルエンザ、はしか、水ぼうそうなどの感染症にかかった時は、周りの児童への感染を防ぐため小学校の出席停止期間に準じて、アフタースクールは休んでください。
- ・持ち物は各アフタースクールにより異なりますので、入所されるアフタースクールへお問い合わせください。
- ・新規入所される児童は、支援員が指定する日に保護者同伴で各アフタースクールにおいて入所前の面接を行います。日程は後日お知らせします。

11 アフタースクール利用申込書の提出について

【提出書類】

※継続入所を希望される場合も提出が必要です。

※申込締切日、提出方法については、表紙及び1ページの「年間スケジュール」「入所手続きについて」をご覧ください。

(1) 放課後児童健全育成事業利用申込書

- ・入所児童1人につき1枚です。

(2) 勤務証明書・申立書等

- ・3ページ「1 対象児童」の必要な添付書類を揃えてください。
9ページからの記入例をご覧ください。
- ・18歳以上65歳未満の同一世帯全員分、1人につき1枚必要です。
- ・1世帯に入所児童が2人以上いる場合は、複数提出の必要はありません。

※1ページの「添付書類について」を確認の上、提出をお願いします。

(3) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）利用に関する確認書兼同意書

★令和5年度の利用申込みから新たに提出していただく書類になります。

- ・入所児童1人につき1枚です。

※内容に虚偽が判明した場合は、入所決定を取り消すことがありますので、事実に基づいて正確に記入してください。

※必要な添付書類がある場合は、全て揃っている状態で提出してください。

※提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかにこども教育課まで申し出てください。

12 各種届出について

届出が必要な事由	届出書類	提出期限
入所決定通知後、入所日までに利用期間を変更したい場合	・ 入所変更申請書	入所する月の前月の末日
入所決定通知後に入所を辞退する場合	・ 入所辞退届	
退所する場合	・ 退所届	退所する月の末日 ※7月退所は夏休み 開始日の前日
「家庭で保育を受けることができない事由」に変更がある場合 ※勤務先の変更時にも必要	・ 勤務証明書 ・ 申立書	随時（変更後早急に）

※各種様式は、こども教育課（市役所4階）にあります。

また、加東市ホームページからダウンロードも可能です。

※退所届等を提出期限までに提出されない場合、利用料が発生しますのでご注意ください。

13 相談窓口について

こども教育課または各アフタースクールにご相談ください。

相談窓口	所在地	連絡先
加東市教育委員会 こども未来部こども教育課	社50（庁舎4階）	43-0546
やしろなかよしくらぶ	社1652-1	42-8200
ふくだなかよしくらぶ	東古瀬477-1	42-5568
よねだなかよしくらぶ	上久米272-2	44-1688
みくさなかよしくらぶ	上三草118	42-6300
かもがわなかよしくらぶ	下鴨川260-3	45-0288
滝野東小学校クラブ	新町88	48-2811
滝野南小学校クラブ	高岡949-35	48-0321
東条げんきクラブ	埴鹿谷233-1	47-0601

放課後児童健全育成事業

利用申込書

令和 4年 10月 14日

加東市長 様

入所児童の年齢や学年については
令和5年4月1日時点を入力し
てください

所	加東市〇〇 △△番地
名	加東 太郎
電話番号	0795 - 00 - 0000 <small>(平日昼間の緊急連絡先を記入してください。)</small>
電話番号	090 - 0000 - 0000 (続柄: 母)

放課後児童健全育成事業（以下「アフタースクール」という。）を利用したいので、下記の事項に同意の上、申し込みます。

- アフタースクール個人負担金（利用料）のほか市に納付すべき市税等に滞納がある場合は、入所できないこと。
- アフタースクール入所後に利用料のほか市税等の滞納が発生した場合は、利用許可を取り消されること。

申請者 加東 太郎

利用施設名	〇 〇 〇 〇 〇 ←	希望するアフタースクールを記入してください				
利用期間	2023年 4月 1日	～ 2024年 3月 31日				
対象者 (入所児童)	学 校	加東市立 〇〇 学校	学 年	1年生		
	ふりがな	かとう こいたろう				
	氏 名	加東 鯉 太郎				
	性 別	男 ・ 女	生年月日	平成 28年 5月 5日		
同居 親 族 等	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤 務 先 等	勤務先電話番号
	加東 太郎	父	S59年 12月 17日	38	〇〇株式会社	0000-00-0000
	加東 花子	母	S59年 9月 3日	38	株式会社〇〇	0000-00-0000
	加東 さくら	妹	H29年 4月 25日	5	〇〇保育園	
	加東 鮎太郎	祖父	S27年 5月 1日	70	←	満65歳以上の方の勤務証明書等の書類は不要です
	加東 雛子	祖母	S33年 4月 3日	64	〇〇商店	
	加東 桃子	叔母	H4年 7月 2日	30	〇〇病院	0000-00-0000
			年 月 日			
土曜日の利用予定 ※○をつけてください。	あり ・ なし ※現時点の予定でご記入ください。入所調整には影響しません。					

※学年及び年齢については、利用年度の4月1日現在でご記入ください。

申 立 書

放課後児童健全育成事業利用申込書の提出にあたり、下記の事項について申し立てます。

なお、申し立て事項が事実と反したり、虚偽が判明した場合は、入所決定が取り消されることを了承します。

令和 4年 9月 16日

申立者自身でご署名ください。

申立者氏名

加東 雛子

(児童との続柄: 祖母)

該当する箇所には✓を付けてください。

該当する箇所には✓を付け、必要事項を記入の上、各提出書類等をあわせて提出してください。

保護者等が(自営業) 農業、就学、職業訓練中である方

下記のとおり(自営業・農業・就学・職業訓練)をしているため、家庭で児童をみる事ができません。

就労・ 就学 場所	※自営業、農業の方				
	<input type="checkbox"/> 生活の場所と同じ → <input type="checkbox"/> 内勤 <input type="checkbox"/> 外勤 <input checked="" type="checkbox"/> 生活の場所と異なる → (所在地: 〇〇市 〇〇 △△番地)				
仕事内容 美容師					
※就学、職業訓練中である方 <input type="checkbox"/> 別添証明書(在学証明書等)のとおり					
就労 時間	曜日別就労状況を記入ください。 不規則勤務の場合は下段に詳しく記入ください。				土・日・祝日 勤務(有・ 無)
	月	火	水	木	金
	○	○	○	○	○
	勤務日数 週 5 日		不規則 ※不規則勤務の場合詳細を記入		
〔平日〕 9時 00分 ~ 17時 00分 (実働 7時間 分/休憩 1時間)					
〔土・日曜日〕 時 分 ~ 時 分 (実働 時間 分/休憩 時間)					

保護者等が出産の前後である方(出産予定日の前8週間・出産後8週間)

別添「母子手帳の写し」とおり出産の前後であるため、家庭で児童をみる事ができません。

※出産される方の名前と出産(予定)日が記載された部分を添付してください。

保護者等が病気等である方

下記のとおり(病気療養中・障がい)であるため、家庭で児童をみる事ができません。

疾病名、障がい名、 身体の状態等	※障がい者手帳を所有している場合はその写しを添付してください。		
入院・通院状況 ←	入院期間や、通院頻度及び通院して		
かかりつけ医療機関	いる時間等を記入してください。		

保護者等が看護、介護等をしている方

下記のとおり看護または介護をしているため、家庭で児童をみる事ができません。

看護、介護の相手	(保護者等との続柄:)		
看護、介護の場所	<input type="checkbox"/> 保護者等の居宅内	<input type="checkbox"/> 保護者等の居宅外 ()	
看護、介護の頻度 ←	看護・介護の頻度及び看護・介護をしている時間等を記入してください。		

利用施設名	○ ○ ○ ○ ○	児童氏名	加 東 鯉 太 郎
-------	-----------	------	-----------

放課後児童健全育成事業（アフタースクール）利用に関する確認書兼同意書

確認のうえ✓を入れてください。

以下の事項を確認し、各項目のチェック欄に☑を入れ、署名をお願いします。

No.	確認事項	チェック欄
1	申込書類の内容を確認するために、住民登録情報を閲覧すること。	☑確認した
2	申込書類の内容に虚偽があった場合、入所決定を取り消すことがあること。	☑確認した
3	申請書類に疑義が発生した場合は、内容を確認するために勤務先等に問い合わせをする場合があること。	☑確認した
4	世帯の状況や就労状況等、申請内容に変更があった時は、速やかに届け出ること。	☑確認した
5	正当な理由なくアフタースクール個人負担金（利用料）を3箇月以上にわたり滞納した場合は、利用を取り消すことがあること。	☑確認した
6	月の途中で入退所された場合も、日割り計算は行わないこと。 (利用日数にかかわらず、月額料金は全額いただきます。)	☑確認した
7	児童の健全育成のため、必要に応じ、認定こども園・保育所、小学校・義務教育学校及び関係機関と児童の生活状況等に関し、情報共有を行う場合があること。	☑確認した

加東市長 様

放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の利用にあたり、上記の確認事項について同意します。

令和 4年 10月 14日

保護者署名 加 東 太 郎